

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	農業経済課	検索番号	1 - 15
法令名	農業協同組合法			根拠条項	11の48-3
許認可等	農協の宅地等供給事業実施規程の変更の承認				
(根拠規定)					
農業協同組合法第11条の48第3項					
宅地等供給事業実施規程の変更(軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。)は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。					
(許認可等の基準)					
農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針					
・宅地等供給事業実施規程の設定の承認					
宅地等供給事業実施規程の設定又は変更の承認を行う場合は、次の要件がすべて満たされているか慎重に審査するものとする。					
ア 施行規則第51条に規定する記載事項が宅地等供給事業実施規程に記載されていること					
イ 事業実施組合は、出資組合に限られること					
宅地等供給事業実施規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。					
(その他)					
添付書類(農業協同組合法施行細則第10条第1項)					
(1) 総会(総代会)議事録抄本					
(総会又は総代会の決議を経ることを要しない場合は、理事会議事録抄本)					
(2) 変更しようとする新旧規程(全面変更の場合は、新の宅地等供給事業実施規程)					
(3) 変更理由書					
(4) 事業実績及び事業計画の概要					
(5) 旧の宅地等供給事業実施規程					